

**外国為替及び外国貿易法に基づく
輸出貿易管理令等の改正について
(ロシア向け化学兵器等関連物品の
輸出の禁止措置)**

**令和4年9月30日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部**

ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置について（全体概要）

（1）ロシア及びベラルーシ向け国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置

軍事転用
可能な
品目の
輸出禁止

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

【3月18日施行】

（2）ロシア及びベラルーシ向け軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術

【3月18日施行】

（3）ロシア向け化学兵器等関連物品の輸出の禁止措置

※対象品目：化学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の装置

【10月7日施行】

軍事関連
団体向け
輸出禁止

（4）ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置

※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア287団体、ベラルーシ27団体

※外務省告示が改正され、ロシア21団体追加。禁止の対象範囲が拡大。【3月18日施行、4月1日、5月17日、7月12日、10月3日※団体追加】

（5）ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

【5月20日施行】

産業基盤
関連品目
輸出禁止

（6）ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ等

【6月17日施行】

（7）ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置

【3月18日施行、5月20日品目追加(石油精製関連の触媒)】

ぜいたく品
輸出禁止

（8）ロシア向け奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置

※対象品目：高級自動車、宝飾品等

【4月5日施行】

（9）ロシアからの一部物品の輸入禁止措置

※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械

【4月19日施行】

（10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

【輸入禁止は2月26日施行、輸出禁止は3月18日施行】

輸出等禁止措置

輸入禁止措置

輸出入禁止措置

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシア向け化学兵器等関連物品の輸出の禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシア向け化学兵器等関連物品の輸出の禁止措置**を導入する旨発表（9月26日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（9月30日閣議決定・公布、10月7日施行）。これに合わせて同日付で関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入する。

○追加対象物品

1 化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質（73品目）

アセチレン、アセトン、ベンズアルデヒド、塩素、エチレン、エチレングリコール（別名エタンジオール）、次亜塩素酸ナトリウム、黄りん、赤りん、メタノール、エタノール、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、ピリジン、ヒ素、ジエチルエーテル、イソプロパノール、ピクリン酸 等

2 化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置（11品目）

反応器、貯蔵容器、熱交換器及び凝縮器、蒸留塔及び吸収塔、かくはん機、弁、ポンプ及びその部分品、局所排気装置、化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置、電解槽及びその部分品、圧縮機

3 細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品（5品目）

物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品、発酵槽、遠心分離機、物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置、核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋）及び補足点

（輸出の許可等）

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

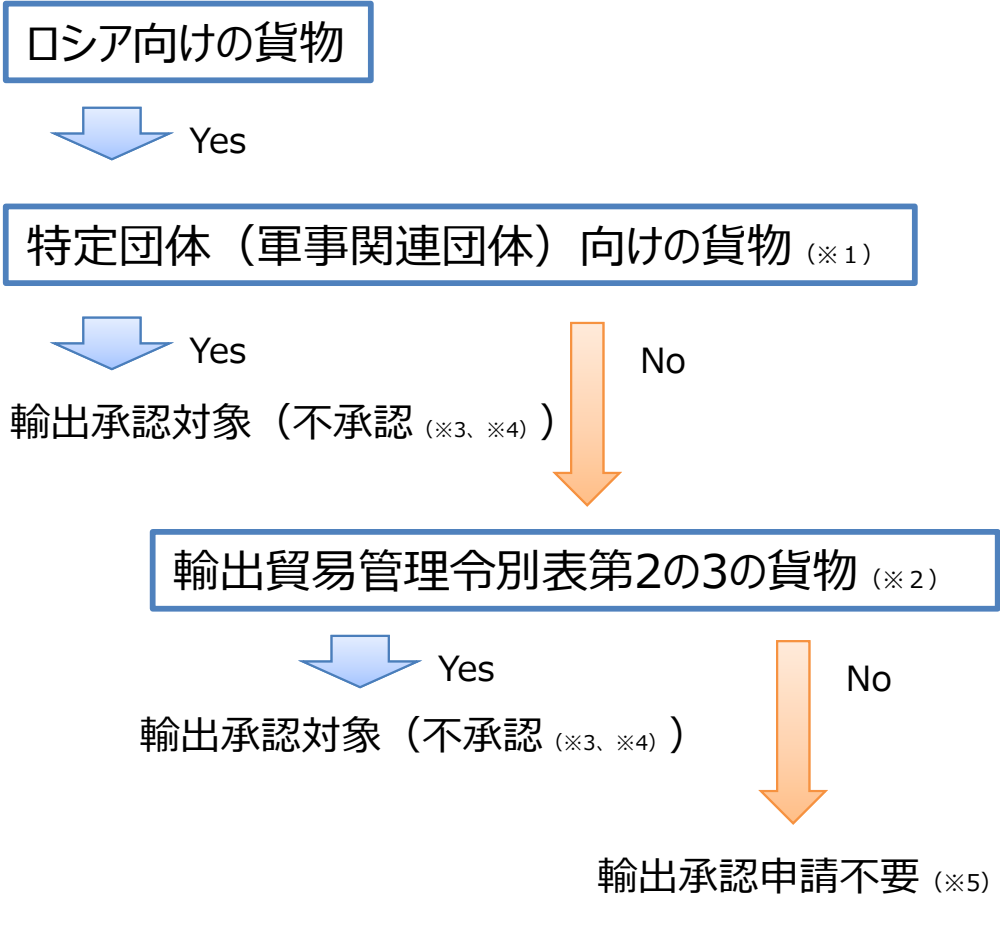
※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）、**化学兵器等関連物品（化学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の装置）**
- (※3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- (※4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救しゅつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の7までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、既存のロシア向けの措置に加え、令和4年10月7日より、下記の追加措置を実施します。

○適用品目等

輸出令別表第二の三に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの

別表第二の三の第一号の二 イ～ハ：新設

(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

○輸出の承認

上記に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.～9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出
9. 我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの

新たに対象となる物品

※規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

輸出貿易管理令別表第2の3 第一号の二		貨物省令
化学物質	軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質 (細部はP8~9参照)	第1条第1号 ~第73号
化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置	(1)反応器	第2条第1号
	(2)貯蔵容器	第2条第2号
	(3)熱交換器及び凝縮器	第2条第3号
	(4)蒸留塔及び吸収塔	第2条第4号
	(5)かくはん機	第2条第5号
	(6)弁	第2条第6号
	(7)ポンプ及びその部分品	第2条第7号、8号
	(8)局所排気装置	第2条第9号
	(9)化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置	第2条第10号
	(10)電解槽及びその部分品	第2条第11号
	(11)圧縮機	第2条第12号
細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	(1) 物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品	第3条第1号
	(2) 発酵槽	第3条第2号
	(3) 遠心分離機	第3条第3号
	(4) 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	第3条第4号
	(5) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	第3条第5号

【参考】新たに対象となる化学物質（1 / 2）

貨物省令第1条第1号～第73号

化学物質名		CAS番号※ (例示)	化学物質名		CAS番号 (例示)
1	アセチレン	74-86-2	17	シュウ酸ジクロリド (別名塩化オキサリル)	79-37-8
2	アセトン	67-64-1	18	硫化カリウム	1312-73-8
3	アンチモン	7440-36-0	19	チオシアン酸カリウム	333-20-0
4	ベンズアルデヒド	100-52-7	20	塩化チオホスホリル	3982-91-0
5	ベンゾイン	119-53-9	21	亜リン酸トリイソブチル	1606-96-8
6	塩素	7782-50-5	22	次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9
7	ジシクロヘキシルアミン	101-83-7	23	三酸化硫黄	7446-11-9
8	エチレン	74-85-1	24	黄りん	12185-10-3
9	酸化エチレン	75-21-8	25	赤りん	7723-14-0
10	フルオロアパタイト	1306-05-4	26	メタノール	67-56-1
11	硫化水素	7783-06-4	27	エタノール	64-17-5
12	マンデル酸	90-64-2	28	1-ブタノール	71-36-3
13	クロロメタン (別名塩化メチル)	74-87-3	29	2-ブタノール	78-92-2
14	ヨウ化メチル	74-88-4	30	イソブタノール	78-83-1
15	メチルメルカプタン	74-93-1	31	ターシャリーブタノール	75-65-0
16	エチレングリコール (別名エタンジオール)	107-21-1	32	シクロヘキサノール	108-93-0

※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質又は化学物質群に付与している登録番号)

注) 上記の化学物質のうち、混合物にあっては物質の含有量が全重量の90%を超える場合は輸出禁止の対象

【参考】新たに対象となる化学物質（2 / 2）

化学物質名		CAS番号※ (例示)	化学物質名		CAS番号 (例示)
33	三塩化アルミニウム	7446-70-0	54	N・N-ジメチルアミノエタノール	108-01-0
34	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	75-09-2	55	1・2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	107-06-2
35	N・N-ジメチルアニリン	121-69-7	56	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4
36	臭化イソプロピル	75-26-3	57	ブロモエタン（別名臭化エチル）	74-96-4
37	イソプロピルエーテル	108-20-3	58	クロロエタン（別名塩化エチル）	75-00-3
38	イソプロピルアミン	75-31-0	59	エチルアミン	75-04-7
39	臭化カリウム	7758-02-3	60	ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0
40	ピリジン	110-86-1	61	イソシアン酸メチル	624-83-9
41	臭化ナトリウム	7647-15-6	62	イソプロパノール	67-63-0
42	金属ナトリウム	7440-23-5	63	メチルアミン	74-89-5
43	トリブチルアミン	102-82-9	64	ブロモメタン（別名臭化メチル）	74-83-9
44	トリエチルアミン	121-44-8	65	ニトロメタン	75-52-5
45	トリメチルアミン	75-50-3	66	ピクリン酸	88-89-1
46	ヒ素	7440-38-2	67	2-メチルキノリン	91-63-4
47	三酸化二ヒ素	1327-53-3	68	亜リン酸トリブチル	102-85-2
48	ビス（2-クロロエチル）エチルアミン塩酸塩	3590-07-6	69	トリス（2-クロロエチル）アミン塩酸塩	817-09-4
49	ビス（2-クロロエチル）メチルアミン塩酸塩	55-86-7	70	ジエチレントリアミン	111-40-0
50	ベンジル	134-81-6	71	ブチリルコリンエステラーゼ	9001-08-5
51	1-ブロモ-2-クロロエタン	107-04-0	72	3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムブロミド（別名臭化ピリドスチグミン）	101-26-8
52	ジエチルエーテル	60-29-7	73	塩化オビドキシム	114-90-9
53	ジメチルエーテル	115-10-6			

※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質又は化学物質群に付与している登録番号)

注) 上記の化学物質のうち、混合物にあっては物質の含有量が全重量の95%を超える場合は輸出禁止の対象

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（9月26日告示公布、10月3日施行）

○輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体（令和4年外務省告示第319号）
（21団体追加）

- 267 第46TSNII中央科学研究所（別称、46 TsNII、46 TsNII MO RF）、
- 268 全ロシア光学物理計測科学研究所（別称、連邦国家単一企業全ロシア光学物理計測科学研究所、FSUE VNIIOFI）、
- 269 アルザマス学術・製造企業テンプ・アヴィア（別称、OKBテンプ、株式会社テンプ・アヴィア・アルザマス学術・製造団体、ANPP テンプ・アヴィア）、
- 270 有限会社国家防衛発注自動入札システム（別称、有限会社AST GOZ）、
- 271 エンジニアリングセンター「モスエレクトロンプロエクト」（別称、株式会社モスエレクトロンプロエクト、株式会社MosEP）、
- 272 学術生産団体エタロン（別称、NPOエタロン）、
- 273 エヴゲーニー・クラユシン、
- 274 対外経済団体マシュプリボリントルグ（別称、株式会社FTAマシュプリボリントルグ）、
- 275 有限会社Ineko、
- 276 株式会社インフォルマアクスティカ、
- 277 高エネルギー物理研究所（別称、IHEP）、
- 278 理論実験物理学研究所（別称、ITEP、ITEF、クルチャトフスキー研究所所属ITEF）、
- 279 ISE SO RAN高圧電子工学研究所（別称、ロシア科学アカデミーシベリア支部高圧電子工学研究所、IHCE、IHCE SB RAS）、
- 280 株式会社エネルギーヤ、
- 281 株式会社カルーガ遠隔機械装置科学研究所（別称、株式会社KNIITMU）、
- 282 公開株式会社ペラ造船所（別称、公開株式会社レニングラード造船所ペラ）、
- 283 株式会社科学製造センター・ヴィグスタル（別称、AO科学製造センター・ヴィグスタル、株式会社SRCヴィグスタル）、
- 284 株式会社学術生産企業サリュート、
- 285 科学研究所「プラタン」及び付属工場（別称、NIIプラタン）、
- 286 株式会社特殊設計局サリュート（別称、株式会社OKBサリュート）、
- 287 タムボフ工場「オクトーバー」（別称、株式会社タムボフ工場オクトーバー、株式会社オクチャブリ）

貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

・輸出に関するご相談
(可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)
⇒貿易管理部 貿易審査課

・制度に関するご相談
⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先 (共通)
bzl-russia-seisai@meti.go.jp